

議案第 2 号

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 勤労青少年ホーム運営協議会の項を削る。

別表第 2 中「鳥獣被害対策指導員」を「鳥獣被害対策実施隊員」に改め、同表文化財専門調査員の項の次に次のように加える。

学校教育アドバイザー	日額	20,000円
------------	----	---------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
		支給区分	金額			支給区分	金額
省略				省略			
予防接種 健康被害 調査委員 会	省略			予防接種 健康被害 調査委員 会	省略		
公共事業 評価監視 委員会	省略			勤労青少 年ホーム 運営協議 会	会長	日額	9,000円
省略					その他 の委員	日額	8,000円
備考 省略				公共事業 評価監視 委員会			
				省略			
備考 省略				備考 省略			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
		支給区分	金額			支給区分	金額
省略				省略			
鳥獣被害対策実施隊 員	省略			鳥獣被害対策指導員	省略		
省略				省略			
文化財専門調査員	省略			文化財専門調査員	省略		
学校教育アドバイザー	日額	20,000円		教育センター指導員	省略		
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			

教育センター指導員	省略
省略	
備考 省略	